

野生イノシシにおける豚熱及びアフリカ豚熱対策

令和6年4月15日

農林水産省消費・安全局動物衛生課

野生動物対策班

I . 野生いのししにおける 豚熱・アフリカ豚熱対策の取組状況について

1. 野生いのししでの豚熱・アフリカ豚熱対策の概要

1 基本対策

(1) サーベイランスの実施 <豚熱・アフリカ豚熱>

- ・ 感染状況の把握は、経口ワクチン・捕獲強化など野生イノシシにおける豚熱対策の検討に必須
- ・ 飼養豚における対策に必須

(2) 捕獲の強化 <豚熱・アフリカ豚熱>

- ・ 密度低下により、感染拡大を抑制
- ・ 感染野生イノシシの絶対数を抑制することで、農場への感染拡大リスクを低下

(3) 経口ワクチン散布 <豚熱>

- ・ 免疫を獲得させることにより、感染地域内における抑制・感染地域拡大の抑制

(4) 感染防止のための周知等の推進 <豚熱・アフリカ豚熱>

- ・ 狩猟関係者・市民に向けた対策の周知推進

2 アフリカ豚熱の国内侵入に備えた初動対応の強化

2. 令和5年度の野生いのしし豚熱・アフリカ豚熱対策の取組状況について

取組	達成状況
サーベイランス関係	<p>検査の推進</p> <ul style="list-style-type: none">検査目標数（299頭以上/年）の達成県が、令和3年9月末時点：17県→令和6年3月末時点：35県に増加。昨年同時期（4月～翌3月）比での検査数は増加(28,781→30,581)。
	<p>九州地方 サーベイランスの強化</p> <ul style="list-style-type: none">佐賀県における飼養豚農場での豚熱発生を受け、9月から12月までをサーベイランス強化月間として定め、この間、各県においてこれまでの二倍以上のペースで検査を実施。
	<p>qPCRの前処理方法の 改善</p> <ul style="list-style-type: none">血液や溶血度の高い血清などこれまで対応に苦慮してきた検体でも、容易に検査が実施できる新たな前処理方法を導入した。
	<p>死亡個体における 耳介検体の検査適用</p> <ul style="list-style-type: none">これまで検査が難しかった腐敗度の高い野生いのししの死体について、レギュラトリーサイエンス事業における成果を基に、令和5年11月15日より簡便に採材できる耳介検体を用いた検査を適用。
	<p>外部検査機関の整備</p> <ul style="list-style-type: none">ジビエの手引きの改正に伴い、サーベイランスの対象としない検体の検査が可能になり、外部検査機関での検査の重要性が増大。外部検査機関の認定、サンプルの送付にあたっての技術的検討・整理、新規事業者開拓等を実施。

野生イノシシの豚熱サーベイランス状況は、農林水産省HPで随時更新しています。

(URL) https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/wildboar_map.html



取組	達成状況	
経口ワクチン関係	経口ワクチン散布	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年3月末現在、本州、四国の38都府県で経口ワクチンの散布を実施。
	経口ワクチン散布手法の具体化	<ul style="list-style-type: none"> 昨年度の検討会で議論した養豚場周囲での散布、また、感染確認初期の散布の考え方を具体化し、野外散布指針を改正。（令和5年3月末施行）
	九州地方での経口ワクチン散布に向けた体制整備 経口ワクチン散布演習	<ul style="list-style-type: none"> 佐賀県の飼養豚での豚熱の発生を受け、令和5年12月までに経口ワクチン散布に必要な枠組である県協議会を九州地方全県で設立。 散布開始時に迅速に対応するため、宮崎県で令和5年7月26日～27日、佐賀県で令和5年11月10日に経口ワクチンの散布演習を実施。隣接県の畜産部局担当者に加え、農林水産省も技術協力のため参加。
感染防止のための周知等の推進	狩猟者への防疫対策の周知	<ul style="list-style-type: none"> 地全協事業により狩猟者向けの映像資材、マンガ資材を作成し、各都道府県等に配布（R5年3月～配布）。
	一般の方への注意喚起	<ul style="list-style-type: none"> 昨年度の「ナッジ手法を導入した感染拡大防止対策」の検証を発展させた対策の理解度の収集・分析及び情報発信の強化を行うイベントを令和5年10月に実施。 ナッジ手法観点を取り入れたアフリカ豚熱の動画広報資材を用いて、2月に動画サイトでの広告、農林水産省公式SNSによる配信を実施。
	豚熱、アフリカ豚熱対策に係る英語版HP作成	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産省日本語ホームページで案内している消費者への情報提供と交差汚染対策への協力依頼について、英語版HPを作成・公開。

取組	達成状況
<p>アフリカ豚熱に関する防疫指針、留意事項の一部改正</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アフリカ豚熱が野生いのししで確認された場合、特に感染拡大の原因となる死体の処理を適切に進めることが重要であることから、陽性確認時の移動制限の対象項目に野生いのししの死体の追加をする改正を令和6年3月末に実施。
<p>野生いのししのアフリカ豚熱対策に関する基本方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年12月に実施したいのししの死体の処理等の防疫作業に関する実地演習等をもとに、野生いのししのアフリカ豚熱対策に関する基本方針案を作成。 ・令和5年度に各地で実施した防疫演習を基に一部修正を行い、令和6年3月末に発出。
<p>アフリカ豚熱に備えた対応</p> <p>防疫演習の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針のとりまとめに併せ、各県において防疫体制を整えていく必要があることから、防疫演習要領・防疫演習に必要な資材等について検討し、各県に共有。 ・防疫演習を令和5年9月～令和6年2月にかけて5県が実施。（うち3県が「野生動物アフリカ豚熱防疫体制構築事業」を活用） ・令和6年度の防疫演習の実施予定状況について、全都府県に調査。
<p>防疫資材の備蓄</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・野生いのししの防疫作業では、家畜の防疫作業では使用しない特殊な資材が必要になるため、緊急時に備えこれらの特殊な資材の購入、備蓄を令和5年度補正予算において措置（動物検疫所中部支所に備蓄）。
<p>韓国釜山広域市の野生イノシシでASF確認を受けた対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年12月以降、韓国の釜山広域市の野生イノシシにおける継続的なASF感染確認を受け、水際対策の強化を行うとともに、令和5年1月に釜山行きフェリーが発着する府県と緊急担当者会議を実施。 ・令和6年2月7日にはアフリカ豚熱の防疫措置に係る全国研修会の実施。 ・農政局、都道府県によるゴルフ場への訪問や消毒徹底の依頼。
<p>研究事業の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本でアフリカ豚熱が侵入した際に備え、野生いのししの適正な死体処理方法の開発、野生イノシシの耳片検体を用いた検査等採材手法及び高感度検査方法の実証について、RS研究事業を実施（R5年度からR7年度）。

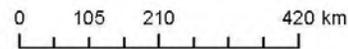
3. 野生いのししサーベイランス検査状況（令和6年3月27日時点）

直近1カ月のサーベイランス検査状況

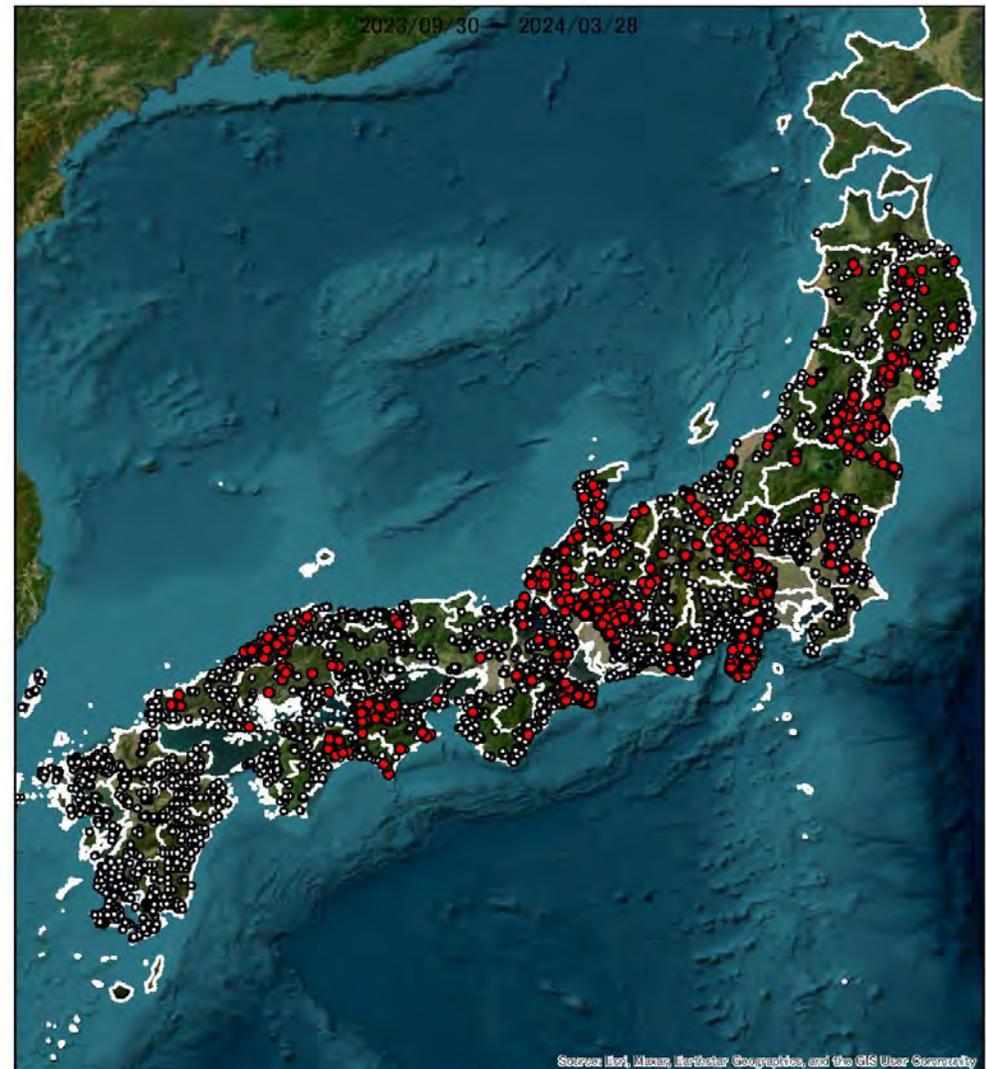


PCR検査

- PCR陽性
- PCR陰性

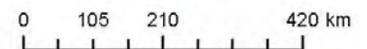


直近6カ月のサーベイランス検査状況



PCR検査

- PCR陽性
- PCR陰性



3. 野生いのししサーベイランス検査状況 ー豚熱ー

○平成30年9月から全都道府県における野生いのししのサーベイランスを開始

※農水省がR3年度以降に最低限必要と通知している検査水準：1県当たり299頭/年

○過去1年の検査数を令和3年9月末と直近で比較すると、299頭以上に達している都道府県は17県から35県に増加

年度ごと※1の野生いのししにおける豚熱の検査数（カッコ内は陽性率）

■：検査数が299頭以上

■：検査数が299頭以上かつ陽性率が0

	R2.10.1～ R3.9.30	R3年度	R4年度	R5年度
北海道	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
青森	5(0%)	6(0%)	8(0%)	50(0%)
岩手	313(0%)	399(0%)	423(22.7%)	529(8.1%)
宮城	232(12.5%)	484(26.9%)	370(13.8%)	334(17.7%)
秋田	42(0%)	39(0%)	55(12.7%)	102(3.9%)
山形	220(7.3%)	370(32.2%)	278(4.3%)	339(10.6%)
福島	302(7.3%)	214(10.7%)	159(16.4%)	328(14.6%)
茨城	819(12.5%)	981(15.4%)	1168(8.2%)	1016(6%)
栃木	565(9.2%)	490(17.3%)	633(6.2%)	645(2.3%)
群馬	883(7.6%)	653(4.1%)	961(3.3%)	1127(10%)
埼玉	447(1.8%)	538(0.6%)	762(2.9%)	878(4.2%)
千葉	65(0%)	78(0%)	278(0%)	919(0%)
東京	56(7.1%)	89(1.1%)	130(0%)	135(11.9%)
神奈川	566(6.7%)	469(8.3%)	377(10.1%)	348(2.6%)
新潟	205(15.1%)	219(4.6%)	224(3.1%)	320(5.6%)
富山	330(0.6%)	327(0%)	609(1.1%)	1166(1.7%)
石川	239(5.4%)	239(2.9%)	675(2.8%)	744(3.5%)
福井	498(15.3%)	337(13.6%)	402(2.2%)	531(8.5%)
山梨	187(17.6%)	143(7.7%)	209(0%)	230(1.3%)
長野	692(3.5%)	845(0.5%)	918(0.2%)	946(2.6%)
岐阜	2122(0.7%)	1991(1.3%)	2675(4.2%)	2846(7.8%)
静岡	2676(2.8%)	3003(2.2%)	3912(3.5%)	4064(2.3%)
愛知	787(0.1%)	991(0.7%)	906(3.1%)	907(2.1%)
三重	3004(10.8%)	3763(8%)	4809(3.2%)	3766(2.4%)

	R2.10.1～ R3.9.30	R3年度	R4年度	R5年度
滋賀	473(7.4%)	452(9.1%)	549(5.8%)	649(2.6%)
京都	267(32.6%)	228(33.3%)	51(13.7%)	70(0%)
大阪	25(60%)	13(84.6%)	63(0%)	93(1.1%)
兵庫	496(8.9%)	538(18.2%)	690(10.7%)	399(4.3%)
奈良	138(28.3%)	128(9.4%)	216(1.9%)	257(1.9%)
和歌山	387(26.6%)	307(28.3%)	306(1.3%)	493(0.2%)
鳥取	215(0%)	301(0%)	416(1.7%)	508(5.9%)
島根	130(0%)	283(0%)	410(14.9%)	523(9.9%)
岡山	49(0%)	70(0%)	540(0%)	319(0.6%)
広島	90(0%)	148(0.7%)	331(5.4%)	311(6.4%)
山口	8(0%)	292(2.7%)	310(17.7%)	245(11.8%)
徳島	20(0%)	99(0%)	318(8.8%)	196(10.7%)
香川	143(0%)	427(0%)	366(0.5%)	502(9.6%)
愛媛	172(0%)	300(0%)	358(0%)	407(0%)
高知	41(0%)	47(0%)	301(3.7%)	293(9.2%)
福岡	53(0%)	152(0%)	636(0%)	276(0%)
佐賀	23(0%)	60(0%)	349(0%)	479(0%)
長崎	45(0%)	67(0%)	315(0%)	315(0%)
熊本	61(0%)	127(0%)	304(0%)	399(0%)
大分	66(0%)	231(0%)	325(0%)	413(0%)
宮崎	56(0%)	326(0%)	316(0%)	474(0%)
鹿児島	22(0%)	151(0%)	305(0%)	385(0%)
沖縄	8(0%)	7(0%)	65(0%)	312(0%)
合計	18243(6.9%)	21422(6.5%)	28781(4.1%)	30588(4.2%)

※1：R3年度以前はR2年10月1日からの1年間、R3年度・R4年度・R5年度は4月1日から3月31日までの1年間を集計（R6.4.2時点）

3. 野生いのししサーベイランス検査状況 –アフリカ豚熱–

○平成30年9月から全都道府県における野生いのししのサーベイランスを開始

※農水省がR3年度以降に最低限必要と通知している検査水準：1県当たり299頭/年

○299頭に達している都道府県は、令和2年度6県、令和3年度16県、令和4年度31県、令和5年度33県と増加

年度ごと※1の野生いのししにおけるアフリカ豚熱の検査数 ：検査数が299頭以上

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
北海道	0	0	0	0
青森	4	6	8	50
岩手	136	399	423	529
宮城	142	484	370	334
秋田	40	39	55	102
山形	173	370	278	339
福島	195	210	56	328
茨城	586	981	1168	1016
栃木	516	494	633	624
群馬	20	653	961	1127
埼玉	91	538	761	882
千葉	79	78	278	919
東京	10	3	2	8
神奈川	381	462	377	348
新潟	245	219	224	320
富山	226	261	609	1166
石川	304	239	675	744
福井	31	55	282	499
山梨	52	143	196	230
長野	39	2	918	946
岐阜	133	302	284	288
静岡	2318	3003	3912	4064
愛知	126	217	314	614
三重	43	9	4806	3766

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
滋賀	556	452	549	554
京都	25	22	51	70
大阪	9	13	63	93
兵庫	112	78	56	16
奈良	34	82	216	257
和歌山	236	307	306	493
鳥取	91	301	416	508
島根	5	283	410	523
岡山	40	70	540	319
広島	6	148	331	311
山口	4	292	310	245
徳島	20	99	319	196
香川	20	427	366	502
愛媛	72	300	358	407
高知	0	47	301	293
福岡	14	152	636	276
佐賀	13	49	349	479
長崎	41	67	315	315
熊本	58	127	304	399
大分	34	231	325	413
宮崎	59	326	315	474
鹿児島	37	151	305	385
沖縄	7	7	65	312
合計	7383	13198	24796	27083

※1：4月1日から3月31日までの1年間を集計（R6.4.2時点）

4. 経口ワクチンの散布体制

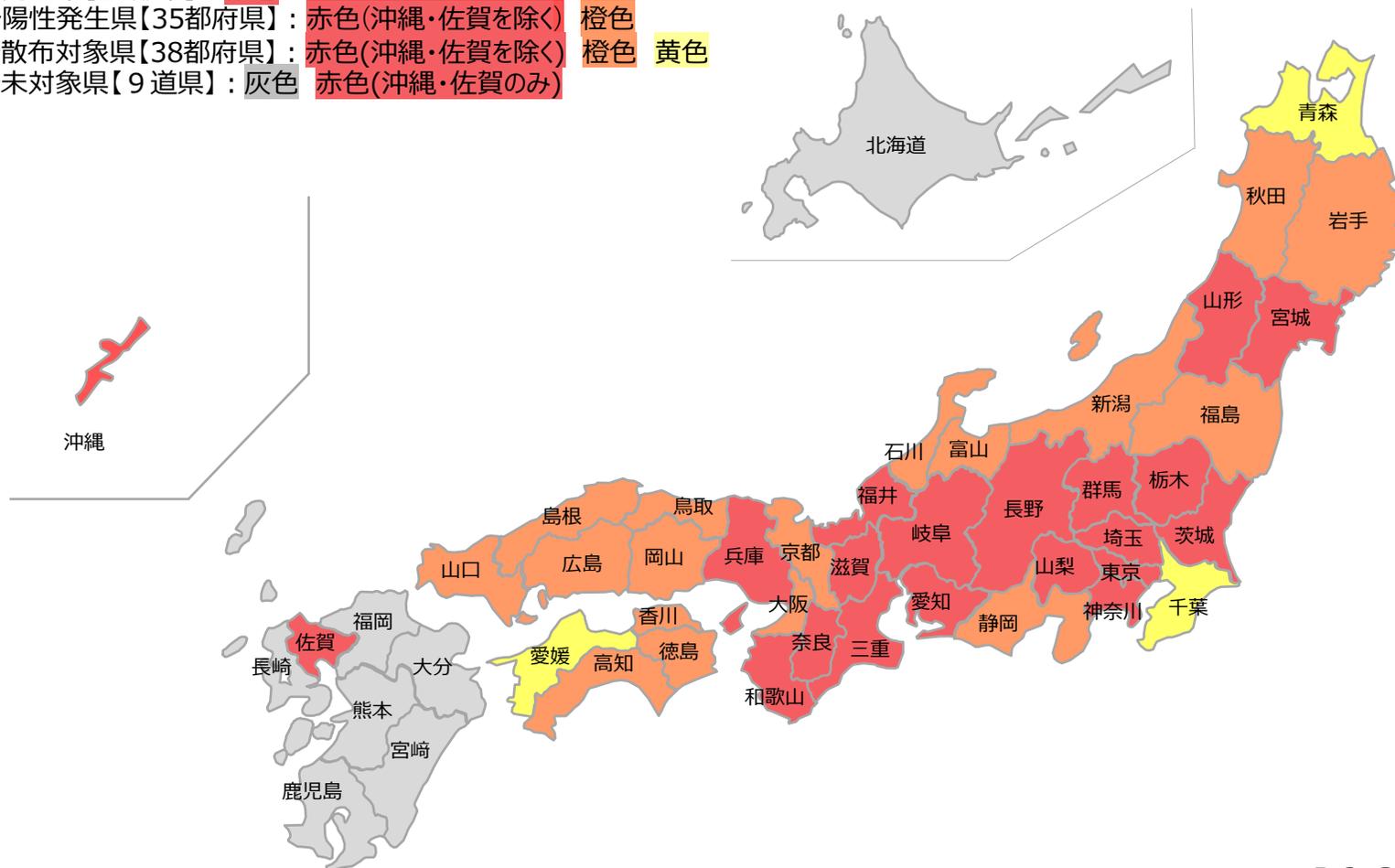
- 平成31年3月、岐阜県及び愛知県において、経口ワクチン散布を開始。
- これまでに豚熱陽性が確認されている県（沖縄県・佐賀県を除く）及びその隣接県等38都府県で経口ワクチン散布のための県協議会が設立され、散布を実施。
- 九州地域では沖縄県を除く7県が経口ワクチン散布に向けた県協議会を設立。

飼養豚陽性発生県【20都県】：赤色

野生イノシシ陽性発生県【35都府県】：赤色(沖縄・佐賀を除く) 橙色

経口ワクチン散布対象県【38都府県】：赤色(沖縄・佐賀を除く) 橙色 黄色

経口ワクチン未対象県【9道県】：灰色 赤色(沖縄・佐賀のみ)



5. 情報発信の強化 –野生動物アフリカ豚熱防疫体制構築事業①–

世界一登山客が多い山と言われる高尾山において、アフリカ豚熱対策への協力に係る調査、交差汚染防止対策を訴えるイベントを実施。

【背景】

アフリカ豚熱の感染拡大には、一般の方による無自覚なウイルスの持ち込み、持ち出しが関与する可能性。交差汚染防止対策について周知を行い、対策につなげていくことが重要。

一般の方への交差汚染防止対策の周知のポイント

- 肉を含む食品を野外に捨てない
- 靴の土は落とす
- 家畜がいる施設には近寄らない

【高尾山における情報収集】

○アンケート調査

高尾山を訪れた登山者に、豚熱やアフリカ豚熱の認知度の調査、またその対策への協力意向について調査を実施。

→ 豚熱、アフリカ豚熱共に認知度は低いものの、対策への協力意向は高かった。

【高尾山における広報イベントの実施】

○トークイベント

アルピニスト、野生イノシシの専門家、農林水産省職員が登壇し、上記の野外における対策に加え、水際対策について訴えかけた。

○クイズイベント

高尾山ケーブルカー口付近で、アフリカ豚熱やその対策に係るクイズイベントを実施。

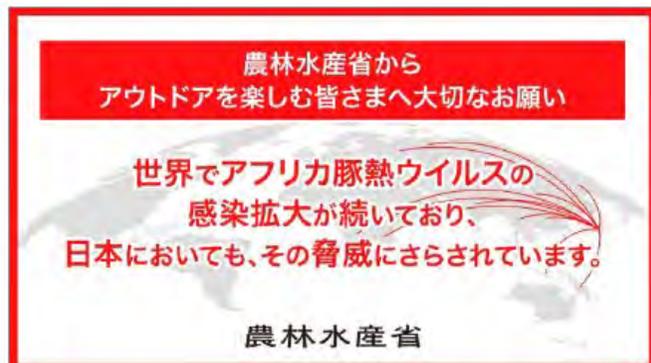


5. 情報発信の強化 –野生動物アフリカ豚熱防疫体制構築事業②–

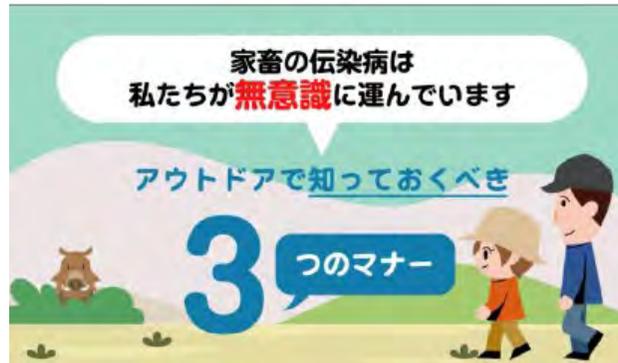
- ナッジの考え方を取り入れ、一般の方々へ注意を惹くアフリカ豚熱対策を訴える啓発動画を作成。
- Youtubeにおける動画配信広告、省内公式SNSへの投稿を通じた広報を行い、多くの方が閲覧。

【動画に取り入れたナッジの一例】

・背景の曲線でウイルス侵入の脅威を図示



・“無意識”を強調し、当事者意識の醸成



・数字を記載し、ポイントを明確化



Youtubeでの広告配信

- ・広告時期：令和6年2月
- ・広告対象：アウトドアに興味があるユーザー

約87万回再生（令和6年4月2日現在／広告以外も含む）
広告でも視聴率*が高く、一般の方の注意を引く広告となった。

- *一定時間経過前に離脱（スキップ）された動画の視聴数はカウントされない。
- **動画が一定時間以上再生された割合。

農水省公式X（旧Twitter）での配信



30万回以上表示され、
多くの方の注目を集めた。
（令和6年4月2日現在）

6. ASF対策の具体化の経緯と今後の予定

- 第2回野生いのしし豚熱対策検討会（R4.3）で審議された方針に基づき、「**野生いのししにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針**」を整備。
- 研究事業及び補助事業の実施
- 防疫資材の備蓄（R5年度補正事業）

R3.11.24	R3.12.28	R4.1~3	R4.4~6	R4.7~10	R4.11.1
<ul style="list-style-type: none"> ● 「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱対策本部」開催 「アフリカ豚熱対策の現状と今後の対応について」 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>野生いのししにおける対策の具体化が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● いのししの死体処理等の実地演習を筑波山にて開催 ● 意見交換会により、課題を洗い出し 	<ul style="list-style-type: none"> ● 死体処理の制度整理、関係強化等について関係省庁で検討・調整 ● 「第2回野生いのしし豚熱対策検討会」を開催（3月28日） ● 対策マニュアル案の方針・スケジュールについて、専門家を交えて検討。 <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">→ 5局庁長連名通知（3月31日）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 検討会での議論、都府県からの相談等を踏まえマニュアル案について検討 ● 野生いのしし対策に関する全国実態調査 ● 5局庁長通知についての意見照会 ● ヒアリング（専門家・一部県及び関係団体） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 実態調査等を踏まえて、マニュアル案を作成 ● 専門家へのヒアリング（10月） ● 獣医学、家保職員、ウイルス学、野生いのしし対策、廃棄物対策の専門家への意見照会 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「第3回野生いのしし豚熱対策検討会」を開催 ● 対策マニュアル案の方針・内容 ● 今後のスケジュール ● 位置づけ（マニュアル or 基本計画）等について検討 → 「基本方針」としてとりまとめる

R4.11~12	R5.1~R5.3	R5.4~R5.12	R6.1~3	R6.4~
<ul style="list-style-type: none"> ● 委員・関係者の意見を踏まえ、マニュアル案の修正、基本方針への改称等 ● 都道府県に基本方針案の意見照会（12月28日） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 農水省 <ul style="list-style-type: none"> ・県への事前検討、関係省庁との調整 ● 各県において <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針案について検討 	<p style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">各県コメント提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各県の演習内容、研究成果等を踏まえ、基本方針を改善 ● 円滑な運用体制の整備 	<p style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">基本方針の公表 指針改正</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">研究・体制整備事業（演習）等を踏まえた基本方針の改定</p>

研究事業

- 野生いのししにおけるアフリカ豚熱防疫措置の具体化に関する緊急実証研究（RS事業 30,000千円×3年）
- 死体処理に関する科学的検証、サーベイ強化、対策の普及研究

補助事業

- R5.4~
- 基本方針に基づく各県の体制整備
- 「野生動物アフリカ豚熱防疫体制構築事業」（県向け 11,000千円 R4補正以降も継続要求）
 - 机上演習・実地演習等の開催
 - 各県における防疫体制の整備

Ⅱ．野生いのししにおける 豚熱・アフリカ豚熱関連事業について

7. 野生動物を対象とした豚熱・アフリカ豚熱対策関連事業について

	令和5年度	令和6年度
サーベイランス	当初 消費・安全対策推進交付金 (野生動物の対策強化)	当初 消費・安全対策推進交付金 (野生動物の対策強化)
経口ワクチン	ALIC 養豚経営安定対策補完事業のうち 野外環境リスク低減対策 〔経口ワクチンの導入・保管に限定して執行〕	ALIC 養豚経営安定対策補完事業のうち 野外環境リスク低減対策 〔経口ワクチンの導入・保管に限定して執行〕
	地全協 家畜・畜産物の衛生対策等に係る支援・指導のための 事業のうち経口ワクチン散布技術効率化事業 〔経口ワクチンの散布及び選定技術実証等〕	地全協 家畜・畜産物の衛生対策等に係る支援・指導のための 事業のうち経口ワクチン散布技術効率化事業 〔経口ワクチンの散布及び選定技術実証等〕
※経口ワクチン国産化の取組は畜水産安全課で措置		
アフリカ豚熱を 想定した対応	R4 補正 野生動物アフリカ豚熱防疫体制構築事業 (人材の育成・強化)	当初 野生動物アフリカ豚熱防疫体制構築事業 (人材の育成・強化)
	R5 補正 野生動物アフリカ豚熱防疫体制整備 (資材備蓄)	
※野生いのししにおけるアフリカ豚熱防疫措置の具体化に関する緊急実証研究 (RS事業)		
市民等を対象とした 周知活動 (広報)	R4 補正 野生動物アフリカ豚熱防疫体制構築事業 (情報発信の強化)	

8. 令和6年度の経口ワクチンの散布について

- 東北、中国四国地方での豚熱陽性確認事例の推移等を踏まえて、経口ワクチンの散布量の拡大を図る
- 九州地方での豚熱発生を受け、野生いのししにおける豚熱陽性確認時の経口ワクチン散布の即応化に向けた体制整備の推進・加速化（陽性確認時には1か月以内に散布を実施できるよう体制整備）
- 道路や河川などを活用するとともに農場の立地や陽性個体の発生状況を踏まえた高効率な散布地点・散布方法の確立に向けた取組を推進（中長期的な観点からエビデンスの質の向上、労働力減少への対応が必要）

	令和5年度	令和6年度	備考
購入	養豚経営安定対策補完事業 －野外環境リスク低減対策 (12.9億円の内数)	養豚経営安定対策補完事業 －野外環境リスク低減対策 (12.3億円の内数)	<ul style="list-style-type: none"> 経口ワクチンの購入・保管に限定して運用
散布	家畜・畜産物の衛生対策等に係る支援・指導のための事業 －経口ワクチン散布技術効率化事業 (10.7億円)	家畜・畜産物の衛生対策等に係る支援・指導のための事業 －経口ワクチン散布技術効率化事業 (10.7億円 (P))	<ul style="list-style-type: none"> 散布地点・散布方法選定の差異による効果への影響を調査・分析するために実施 併せて、東北、中国四国での散布強化及び九州での散布も視野に運用 散布地点・散布方法の選定を実証するとともに成果を普及・定着
散布地点・散布方法の選定技術の検証及び普及			

令和6年度の経口ワクチン確保見込み

164万個（最大）

R5年度からの繰越（想定）
60万個

+

R6年度の購入（最大）
104万個

令和6年度の経口ワクチン散布可能量見込み

R7年度に60万個を繰り越したとしても
104万個の散布が可能

今後のスケジュール

- ① 要望調査（事業費・経口ワクチン数量）… 2月上旬～2月中旬
- ② 事業実施要領（案）… 2月下旬
- ③ 配分計画の内示（事業費・経口ワクチン数量）… 2月下旬
- ④ 事業実施要領、配分計画の確定… 3月下旬

9. 検査推進等

○ 消費・安全対策交付金のうち 家畜衛生の推進（ソフト）

【令和6年度予算概算決定額 1,720（2,006）百万円の内数】
（令和5年度補正予算額 1,113百万円の内数）

<対策のポイント>

都道府県等が地域の実態を踏まえて実施する、**家畜疾病に関する監視体制の整備、発生予防・まん延防止の取組、畜産物の安全性向上や野生動物の対策促進**の取組を進めます。

<事業目標>

家畜伝染病のまん延防止措置が適切に実施されていないためにまん延させてしまった事例の件数を0件とすること

<事業の内容>

1. 監視体制の整備

家畜保健衛生所における検査の信頼性確保の取組、**飼養衛生管理支援システム導入に必要な機器整備の取組**等を支援します。

2. 家畜の伝染性疾病の発生予防

- ① 地域が一体となった**防鳥ネット、消毒機器の整備等の飼養衛生管理水準の向上、養鶏場周辺のため池の落水等の野鳥飛来防止対策**の取組を支援します。
- ② **鳥インフルエンザの流行期に備えた農場の点検、分割管理に向けた指導**等により、地域自ら飼養衛生管理を強化するなど**自衛防疫を強化する取組**を支援します。

3. 家畜の伝染性疾病のまん延防止

- ① 地域で課題となっている**生産性を低下させる疾病**について、関係者が一体となった**衛生対策の仕組みづくり**等を支援します。
- ② 家畜の伝染性疾病発生時に備え、地域における**埋却予定地の事前調査を含む防疫演習**について支援します。

4. 畜産物の安全性向上

生産段階におけるHACCPの考え方を採り入れた**飼養衛生管理（農場HACCP）の普及・定着**等を支援します。

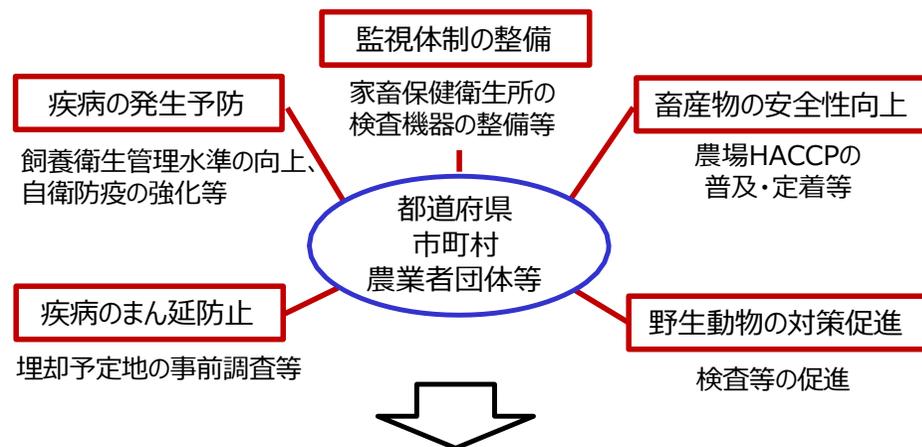
5. 野生動物の対策強化

野生動物における**アフリカ豚熱及び豚熱の浸潤状況調査に係る野生動物の検査の促進**等を図るための取組を支援します。

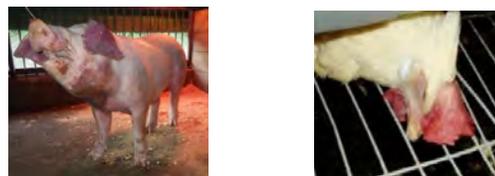
<事業の流れ> 交付（定額、10/10以内、9/10以内、1/2以内）



<事業イメージ>



豚熱、鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病の発生・まん延防止のための適切な対応を支援！



（豚熱及び鳥インフルエンザの症状）

10. 野生いのししのアフリカ豚熱防疫体制の整備・推進

○ 野生動物アフリカ豚熱防疫体制構築事業

【令和6年度予算概算決定額 10（－）百万円】

<対策のポイント>

野生動物へのアフリカ豚熱の侵入は、畜産業のみならず、ジビエ等の地域産業に甚大な影響をもたらすため、**野生動物間での家畜疾病の感染予防及びまん延防止の対策**の実施に必要な**人材の育成・強化**を推進します。

<事業目標>

野生動物を対象とした防疫体制の整備の推進

<事業の内容>

<事業イメージ>

野生動物を対象とした家畜疾病対策の人材の育成・強化

10百万円

- ① 野生動物の生息域における防疫体制の向上を図るため、**地域の狩猟者や森林作業者などの山林関係者と家畜衛生関係者との連携体制**を構築する取組を支援します。
- ② 交差汚染防止技術や野生動物の死体の適切な処理（埋置、焼却、発酵消毒）等の**実地演習の実施**により、**野生動物を対象とした防疫対策に資する人材の育成・強化**を図る取組を支援します。

- 狩猟者や森林作業者等との連携を図るための**組織の構築**。
- 各地域で適切な死体の処理が行えるよう**実地演習を実施**。

組織構築



実地演習



野生動物を対象とした防疫体制の整備の推進

<事業の流れ>



10. 防疫体制の整備・推進 – 令和6年度の防疫演習について–

- 机上演習を44都府県、RC演習を23府県、実地演習を22府県が実施時期確定済み（実施済み含む）。
- アフリカ豚熱侵入リスクが高く、いのしが多数生息し、養豚産業が盛んな地域においては早期の対応を検討。

必須 机上演習

【目的】
発見された死亡イノシシについて
検査で陽性が確認されたことを想定し、
防疫措置に必要な実行計画の策定等、
陽性判定時に備えた対応を確認する。

- 【実施内容】
- ・ 関係者への連絡等
 - ・ 養豚場への対応
 - ・ 通航制限、消毒ポイントの検討
 - ・ 死体対応・搜索の検討
 - ・ 野生動物の散逸、侵入防止措置の検討

リスクコミュニケーション演習 (説明会)

【目的】
平時における準備として、
関係者間での情報共有等により、
発生に備えた体制の構築・強化、
感染防止に関する啓発を行う。

- 【実施内容】
- ・ 関係者間で防疫措置内容の確認
 - ・ 感染防止に関する情報共有、発信の強化

実地演習

【目的】
陽性が確認された際の防疫対応につい
て、実地でどのように作業を行うのかを確
認する。

- 【実施内容】
- ・ 防疫対策拠点の設置
 - ・ 登山道等での消毒ポイント設置
 - ・ 死体の搜索
 - ・ 死体の適切な処理
 - ・ 野生動物の散逸・侵入防止措置

令和6年度の目標：各県における防疫計画の策定

演習を通じて、自県に適した適切な防疫計画を作ることが重要。

11. 令和5年度補正予算による備蓄防疫資材の選定

- 野生いのししでのアフリカ豚熱感染確認時の防疫措置で必要となる資材を検討
 - 電気柵：動衛課プレ演習（R5.9.26）、栃木県実地演習（R5.10.25）
 - 納体袋：筑波山での実地演習（R3.12.28）、内部でのイノシシ専用規格検討
 - 生分解性シート：RS事業「野生いのししにおけるアフリカ豚熱防疫措置の具体化に関する緊急実証研究」
- 令和5年度補正予算により購入

	物品	個数	
防護柵等	森林敷設型電気柵キット (5段1,000m、2段2,000m)	2式	<ul style="list-style-type: none"> ・下草・枝等の影響を受けにくく、漏電時電圧補正機能を備えていること。 ・即時利用の利便性、メンテナンス性を踏まえ、電源ユニット・柵・碍子・標識等がセットであること。 ・設置において、業者の助言が得られること。
	一体型電気柵キット（100m）	20式	
	簡易型電気柵キット（15m）	12式	
死体輸送	納体袋	200枚	<ul style="list-style-type: none"> ・人工血液バリア性能試験及びウイルスバリア試験がクラス6を満たすもの。 ・幅1.1～1.5m、長さ2.2～2.5m、厚み0.15mm以上であること。
	ソリ	4個	
	担架	4個	
	背負子	6個	
その他	生分解性シート	120枚	
	大型ポリ袋	100枚	
	滑り止めシューズカバー	50足	

保管場所
動物検疫所 中部空港支所
野跡検疫場

12. アフリカ豚熱防疫措置の具体化に関する緊急実証研究（RS事業）

安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業

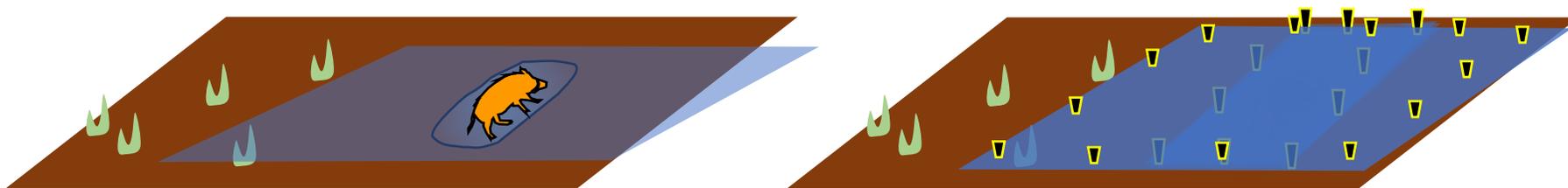
野生イノシシにおけるアフリカ豚熱防疫措置の具体化に関する緊急実証研究

研究期間：令和5～7年度、令和5年度経費限度額：30,000千円

必要な研究

アフリカ豚熱の防疫措置の具体化に資する実証的研究が急務

- ①野生イノシシの死亡個体の耳片由来材料（時間が経過したもの）を用いた豚熱及びアフリカ豚熱の高感度検査法の開発・実証
- ②野生イノシシ捕獲個体の止め刺し後の死体からの微量血液採取・検査法の開発・実証
- ③山林等の搬送が困難な場所での野生イノシシの死体処理方法についての検証を野外及び実験室内での実証
- ④各都府県での防疫体制確保・検査体制に関する実態調査により妥当性を検討し、これに基づく検証・分析、さらに普及研究



・死体の搬出困難な場所を想定した、塩素系のジクロロイソシアヌル酸ナトリウム・生分解性シートを用いた手法

耳片を用いた検査や環境DNAの利用等、都府県からの提案や意見を研究事業に反映させております。

検査や演習等を通しての提案や意見がありましたら、動物衛生課までご連絡ください。

Ⅲ. 野生いのししにおける アフリカ豚熱対策と基本方針について

13. 防疫措置の具体化の経緯

- R2.7.1 アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の全改正（家伝法改正を受け野生いのししの防疫措置を指針本体で規定）
- R3.11.24 「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱対策本部」の開催 ▶ 野生いのししにおけるアフリカ豚熱対策の具体化へ
- R3.12.28 筑波山にていのししの死体処理等の実地演習
- R4.3 「野生いのししにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針」の検討を開始
- R4.12 基本方針案をとりまとめ、都道府県に意見照会
- R5.9～ 動衛課・林野庁等合同（9/26）、栃木県（9/6・10/26）及び岐阜県（11/1）での机上実地演習
- R5.11.20 資材備蓄検討会
- R6.3 「アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」の一部改正
「野生いのししにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針」の公表

電気柵の敷設

R5.9.26 電気柵設置に関するプレ演習

- ・林野庁・つくば市・栃木県・埼玉県が参加
- ・電気柵の利用シーンや設計を検討

R5.10.25 栃木県 実地演習

- ・環境森林部、農業振興事務所、畜産振興課等、約40名が参加
- ・電気柵の設置や回収等を行う

死体の搬送・搜索

R3.12.28 筑波山での実地演習

- ・動物衛生課、農村振興局、林野庁、つくば市、茨城県、農研機構（畜産研・動衛研）、森林総研、茨城森林管理署、茨城県猟友会桜支部による合同演習（日本で初のASF野生いのしし実地演習）
- ・いのしし専用納体袋の規格、死体処理に関する制度的問題の検討

R5.11.1 岐阜県での実地演習

- ・死体搜索、搬送に関する実地演習により具体化

死体の消毒による処理・検査

RS事業「野生イノシシにおけるアフリカ豚熱防疫措置の具体化に関する緊急実証研究」（令和5～7年度）

- ①野生いのししの適正な死体処理方法の開発（生分解性シート、塩素系消毒薬等の活用）
- ②ASF・CSFの採材手法および高感度検査方法の実証



14. 基本方針の全体像

■ アフリカ豚熱防疫指針に規定されている野生いのししに対する防疫措置等の具体化

防疫指針 1 の 5 の (1)

国は、野生いのししにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針を示すとともに、これに即した都道府県の具体的な防疫措置を支援する。

第 1 節：平時における準備、発生に備えた体制の構築・強化（防疫指針第 2 - 1 から第 3）

- 対策の周知、関係者の連携の強化
- サーベイランスの実施
- 防疫措置を行うための計画、必要な資材の確保
- 防疫演習の実施

第 2 節：感染の疑いが生じた際の対応（防疫指針第 17・第 18）

- 検体の採取、検査に係る対応
- 当該個体及び周辺地域の消毒について
- 防疫措置を実施するための計画の策定

第 3 節：防疫措置の実施（防疫指針第 19 から第 24）

- 通行遮断、移動制限、消毒ポイントの設置
- 死体の適切な処理（死体対応）
- 死体の積極的な搜索（積極的死体搜索）
- 防護柵の設置等による野生いのししの散逸・侵入防止措置

第 4 節：その他

- 都道府県間の連携
- 鳥獣害対策等の取扱（感染確認地点周辺の狩猟の中止、ジビエ利用の中止等）
- 研究の推進とその反映について

IV. 野生イノシシにおける 今後の豚熱・アフリカ豚熱対策の方針について

（1）サーベイランス【豚熱・アフリカ豚熱】

検査数の増加・質の強化

- ・飼養豚へのワクチン接種や野生イノシシへの経口ワクチン散布等、戦略的・緊急的な対策を実施するためにも、検査が不十分な県について、検査を増加させる。
- ・全国的な検査体制の強化を踏まえ、引き続き、検査における質的な面の強化を進める。
（年間を通じた検査頭数の安定的確保、検査対象地域の偏りの是正等）

アフリカ豚熱の監視体制の強化

- ・リアルタイムPCRによる検査の導入、死体における検査の促進を行い、アフリカ豚熱の監視体制の強化を推進する。
- ・引き続き、都府県を含む関係者との意見交換等を通じて、検査現場での問題・要望を把握し、必要な検査手法の改良を農研機構動物衛生研究部門等の協力を得て推進し、速やかに現場に反映させる。

捕獲の強化【豚熱・アフリカ豚熱】

- ・環境省や都府県、猟友会等、関係機関と連携し、引き続き捕獲の強化を図る。
- ・豚熱感染確認区域の野生イノシシのジビエ利用要件をまとめたジビエ利用の手引き（令和5年4月に改正）に基づく検査対応を推進し、豚熱陰性が確認された個体の適切な利用に向けた取組を推進する。

（2）経口ワクチン【豚熱】

経口ワクチン散布

- ・ 養豚場等への感染リスクの低減を目的とした散布方法について具体化した経口ワクチン野外散布指針（令和5年3月に改正）に基づく散布を進める。

国産経口ワクチンの早期実装

- ・ 開発中の国産イノシシ用豚熱経口ワクチンの早期の現場実装に向けて、散布方法の検討や体制整備についても検討を進める必要があり、来年度増産加速化対策事業を実施するとともに経口ワクチン野外散布指針の改定等を行う。

（3）対策に係る連携・周知等の推進【豚熱・アフリカ豚熱】

捕獲・狩猟従事者へ向けた交差汚染防止対策の周知

- ・ 省庁間連携の強化を進めるとともに、都府県と連携して、野生イノシシの捕獲・狩猟従事者へ映像資材や漫画資材の活用により、交差汚染防止対策の周知を行う。

一般の住民へ向けた交差汚染防止対策の周知・行動変容

- ・ 登山者等の山林に立ち入る一般の住民を対象とした対策として、交差汚染防止対策の周知・理解醸成にとどまらず、行動変容も視野に入れ、情報発信の強化等の取組を進める。

（４）アフリカ豚熱感染確認時の対応の具体化【アフリカ豚熱】

基本方針に基づいた取組の支援

- ・「基本方針」に基づき各県における防疫対応の具体化、防疫計画の策定に向けた取組を支援する。

防疫演習の早期実施

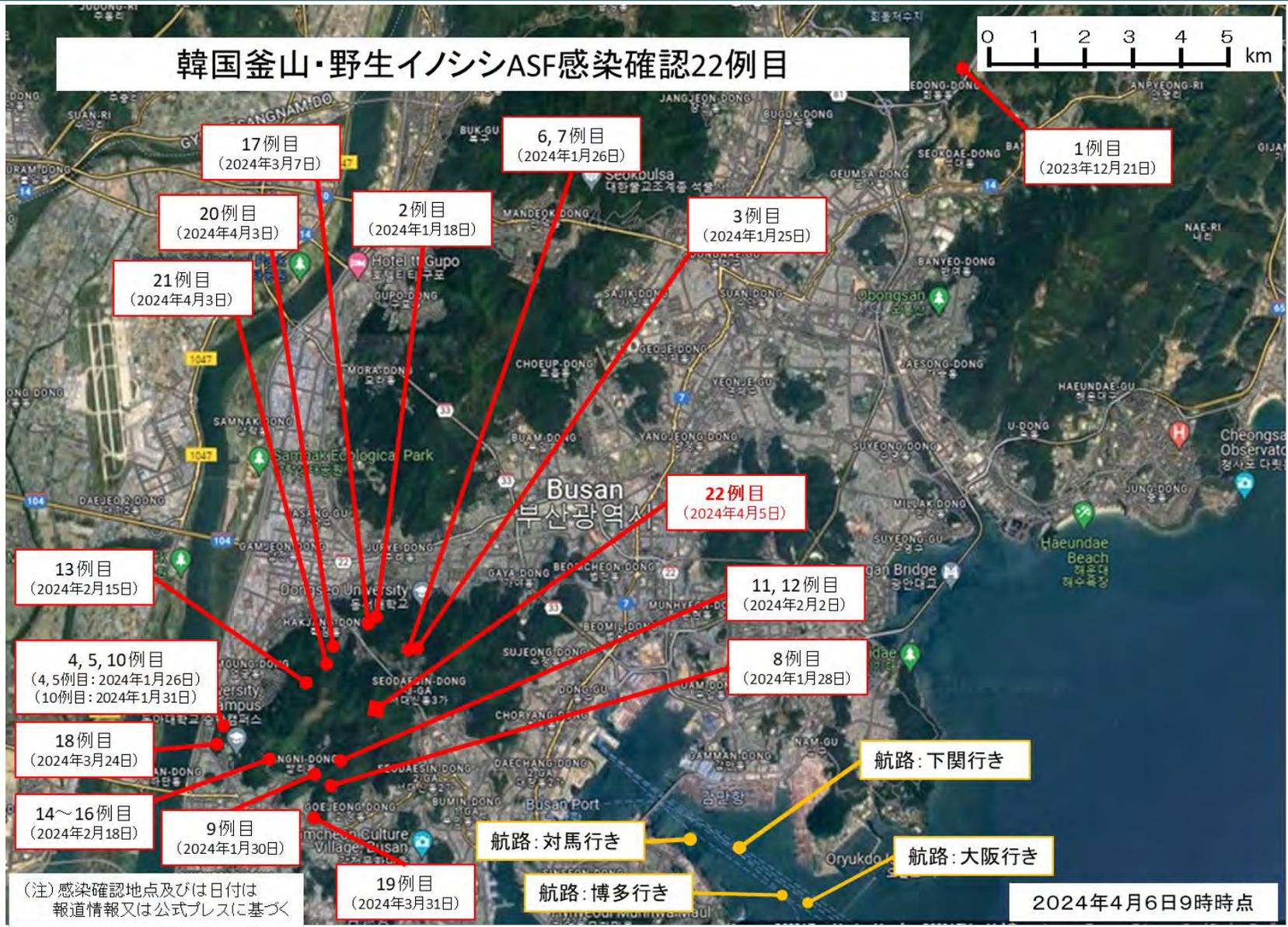
- ・ 北海道を除く全ての都府県での感染確認時に備えた演習を早期に実施する。
- ・ 都府県レベルの連携体制の構築や防疫計画の作成の推進。

レギュラトリーサイエンス事業による科学的検証

- ・ レギュラトリーサイエンス事業により、農研機構畜産研究部門及び動物衛生研究部門と協力し、野生イノシシの適正な死体処理方法に関する科学的検証を併せて進めていく。

V. 韓国における アフリカ豚熱の発生状況と侵入防止対策について

16. 韓国釜山における野生イノシシのアフリカ豚熱感染確認状況



我が国への侵入リスクが極めて高い状況

17. アフリカ豚熱を侵入させないために必要な対策

幾重にもウイルスを殺す機会を作る！
幾重にもウイルスと動物の接触機会をなくす！

海外対策
＜旅行者＆船舶・航空機＞

水際対策
＜空港＆海港＞

国内対策
＜農場＆野生イノシシ＞

出国前から日本に持ち込ませない

- ・旅行者への畜産物持ち込み禁止等の注意喚起



国内に侵入させない

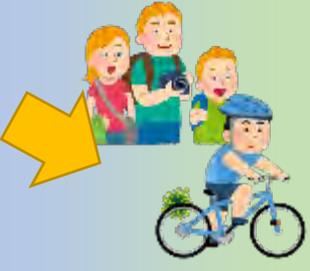
- ・家畜防疫官、検疫探知犬による検査
- ・旅客の靴底や車両、自転車等の消毒



動物検疫所



海外からの旅行者等に向けた広報等



農場に侵入させない

- ・飼養衛生管理の徹底



都道府県

野生イノシシの感染を防止する

- ・旅行者等への周知徹底
＜ゴミ放置禁止、消毒等＞
- ・消毒・洗浄ポイントの設置等



都府県

18. アフリカ豚熱対策の更なる強化①（水際対策の徹底）

出国前から日本
に持ち込ませない

- 釜山から日本に直行する**全てのフェリー等（5社）**における、**船内アナウンスによる畜産物持ち込み禁止・罰則に関する注意喚起や注意すべき取組を示したポスターの船内掲示等の実施**。また、韓国から日本への直行便のある**航空会社についても、14社全てが機内アナウンスによる注意喚起等を実施**。
- 在外公館による**韓国出国前の旅行者に対するSNSを利用した情報発信・旅券発券時のリーフレット配布等**を継続的に実施。関係団体を通じ、**旅行代理店、技能実習生等への注意喚起と情報発信**。
- 訪日韓国人旅行者に影響力を持つ人気**韓国人ブLOGGER**から、**畜産物持ち込み禁止及び靴や自転車の泥を落とすこと等**についての**情報発信**。

＜各言語のチラシを活用＞



空海港における
対策

- 韓国からの全ての船舶及び航空便に対して、家畜防疫官による検査**を実施中。釜山からの船舶に対しては**全ての旅客に口頭質問を実施**し、トレッキングシューズ、ゴルフシューズ等の要消毒物品に対して対応を確実に実施し、検疫探知犬についても可能な限り活動回数を増加。航空便に対してはさらに**検疫探知犬の活動回数を増加**。
- 従来から**国際線が就航する全ての空海港に靴底消毒マットを設置**。旅客の靴底や自転車等に対して十分な効果がある消毒を実施できるよう、**適切な濃度の消毒液の活用や消毒マットの効果的な配置**。
- 関係機関、航空関係者、港湾関係者と連携し、釜山定期旅客船の就航する4港（下関港、博多港、比田勝港、大阪港）においては、**車両、自転車等の消毒を実施**。フェリーに搭載される車両について、乗船前の消毒を実施するよう船舶会社に依頼。畜産関係車両については入国時にも車両消毒を実施。
- 国内線における靴底消毒マットの設置について、都道府県に改めて実施依頼。

野生イノシシ等への
感染防止対策

- 釜山広域市と主要な定期フェリー航路を有している県を中心に、**韓国人旅行者の立ち寄り場所などリスクの高い場所を特定して、効果的に野生イノシシ等への侵入防止対策を新たに実施**。
- 1月に全国の担当者を対象として会議を開催し、観光地やレクリエーションなどの**訪日旅行者の立ち寄り場所について分析**。**空海港や農場周辺のみならず、バスやレンタカー等、都市部や河川敷など**における、**ポスター掲示等による注意喚起やゴミ箱の設置や管理の徹底、消毒の実施**など必要な対策を各都道府県で実施。

18. アフリカ豚熱対策の更なる強化②（野生イノシシ対策、飼養衛生管理）

野生イノシシ対策 (国内で広げない)

- ・ 死体を衛生的に処理する必要があり、万が一の侵入時に備えた**野生イノシシにおける死体処理等の初動対応について、基本方針を令和6年3月28日に公表。**
- ・ 早期に発見できるよう、**サーベイランス**による野生イノシシにおける浸潤状況を引き続き把握。
- ・ 実際の感染を確認した場合を想定し、**農研機構、県などの関係者の協力を得ながら死体処理や運搬方法等を検証するための防疫演習**を農林水産省において実施。
- ・ **万が一野生イノシシへ侵入した際に必要となる特殊な防疫資材（簡易電気柵、納体袋）等を備蓄。**また、各都道府県においても**アフリカ豚熱に関する防疫演習が実施できるよう支援。**
- ・ 一般登山者向けの動画を通じ、**登山等による感染拡大防止対策として、畜産物を含む廃棄物の適切な処理や、登山靴の洗浄消毒等について周知。**

<侵入時に備えた防疫演習>



<一般向け動画の公表>



↑動画はこちら
@maffchannel

飼養衛生管理 (農場に入れない)

- ・ 豚熱と異なり実用性が確認された**ワクチンはない**ため、**飼養豚への感染予防対策は飼養衛生管理の徹底**が何よりも重要。
- ・ 生産者をはじめとする関係者に対して**侵入リスクが高まっている危機感を共有し、農場における飼養衛生管理の徹底等**について改めて指導。
- ・ 万が一の侵入時に的確な初動対応ができるよう、**都道府県における防疫体制を関係部局と連携し構築**するなどの万が一に備えた準備を進めるよう改めて通知。

<野生動物等の侵入防止>



<車両消毒・立ち入り時の消毒>



18. アフリカ豚熱対策の更なる強化③（港湾施設、ゴルフ場等での対策について）

港湾施設

港湾関係者やフェリー会社に対し、以下の取組について協力要請。

- ・ 韓国での乗船前の車両洗浄の実施
- ・ 韓国乗船手続き場等でのポスター、リーフレット掲示による注意喚起
- ・ 船内アナウンスによる注意喚起
- ・ 日本到着後の車両、靴底等の消毒の実施



ゴルフ場等

ゴルフ場や旅館等に対し、以下の取組について協力するよう関係団体を通じて要請。ゴルフ場へは都道府県、動物検疫所、地方農政局が訪問し、以下の取組への協力について直接要請。

- ・ 靴底等の洗浄・消毒、海空港における携帯品検査についてのウェブサイトや予約の際の事前周知
- ・ 利用旅客に対するリーフレットの配布
- ・ ゴルフ場・宿泊施設の施設内における動物検疫にかかるポスターの掲示
- ・ ゴルフ場・宿泊施設利用前後の靴底等の洗浄・消毒の実施

<掲示用のポスター>



<ゴルフ用品の把握>



<個別の聞き取り>

